

令和4年 第10回 委員会議題

令和4年6月30日

議 題

- 1 福岡市西区選挙管理委員会委員長の選挙について
- 2 福岡市西区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について
- 3 議案
議案第40号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて
議案第41号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 4 報告事項
報告事項① 福岡市西区選挙管理委員の異動について
報告事項② 福岡市西区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について
- 5 その他
福岡市西区明るい選挙推進協議会委員の選任について

福岡市西区選挙管理委員会

1 福岡市西区選挙管理委員会委員長の選挙について

令和4年6月29日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第1項の規定により、委員の中から委員長を選挙する。

1 委員長氏名

2 選挙年月日

令和4年6月30日

(理由)

- ・地方自治法第187条第1項の規定による。
- ・福岡市区選挙管理委員会規程第2条第1項及び第2項、第7条の規定による。

○地方自治法

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行ない、最多数を得た者を当選人とする。
ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。

(委員長の臨時職務代理)

第7条 委員長の選挙を行なう場合において、委員長の職務を行なう者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

2 福岡市西区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について

令和4年6月29日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第3項及び福岡市区選挙管理委員会規程第4条の規定により、委員長が委員長職務代理者を指定する。

1 委員長職務代理者氏名

2 指定年月日

令和4年6月30日

(理由)

- ・地方自治法第187条第3項の規定による。
- ・福岡市区選挙管理委員会規程第4条の規定による。

○地方自治法

(委員長)

第187条

- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の職務代理者の指定)

- 第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。

議案第40号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

令和4年6月30日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長

専決第3号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における西区の期日前投票所の投票管理者の職務代理者を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年6月27日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長 川 口 晴 義

(理由)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。

○地方自治法施行令

第三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

○公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

○専決第3号関連 投票管理者の職務代理者のうち、変更する者について

- 1 福岡市西区役所西部出張所2階202会議室
- (1) 投票管理者の職務代理者

別紙のとおり

議案第41号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年6月30日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長

- 1 抹消する者の数 1人
内訳 住民票が新たに作成された者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和4年6月30日

(理由)

公職選挙法第30条の11の規定による。(赤④)

【参考】

在外選挙人名簿登録者数(令和4年6月30日現在)

男	女	計
19	55	74

報告事項①

福岡市西区選挙管理委員の異動について

次のとおり、福岡市西区選挙管理委員に異動があった旨を告示するもの。

令和4年6月30日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長

1 退職 別紙のとおり

2 就任 別紙のとおり

(理由)

福岡市区選挙管理委員会規程第6条の規定による。

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員の異動の手続)

第6条 委員に異動があったときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

報告事項②

福岡市西区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

選挙された福岡市西区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名を次のように告示するもの。

令和4年6月30日

福岡市西区選挙管理委員会
委員長

住 所	氏 名
福岡市西区	

(理 由)

福岡市区選挙管理委員会規程第2条第3項の規定による。

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の選挙)

第2条

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

福岡市西区明るい選挙推進協議会委員の選任について

1 西区明るい選挙推進協議会について

(1) 目的

選挙が選挙人の自由に表明する意志によって明るく行われるように、常にあらゆる機会を通じて福岡市西区民の政治意識の向上に努め、もって民主政治の健全な発達を図ること。

(2) 事業内容

- ①話しあい学級に関する事。
- ②講演会、研修会の開催に関する事。
- ③選挙資料を作成し、配布する事。
- ④選挙時における啓発事業の計画及び推進に関する事。
- ⑤その他目的達成上必要な事項。

(3) 組織

以下の団体から推薦された代表者により構成される。

- ①地域団体
- ②教育関係機関
- ③青年団体
- ④話し合い学級
- ⑤選挙管理委員会

(4) 任期

2年。ただし、再任を妨げない。

(5) 会議

必要に応じ会長が招集する。

2 委員就任について

西区選挙管理委員会委員の中から2名選任。